

●雇用保険 基本手当(失業給付)

受給資格

- 原則として離職の日以前2年間に12か月以上被保険者期間があること。
※倒産・解雇等の方(特定受給資格者)、期間の定めある労働契約が更新されなかつた・その他やむを得ない理由により離職した方(特定理由離職者)は、離職の日以前1年間に6か月以上。
- ※保険者期間とは、離職票で離職日から1か月ごとに区切った期間に賃金支払いの基礎となつた日数が11日以上ある月を1か月と計算します。
- 失業の状態であること。
※失業の状態とは、①積極的に就職しようとする意思があること。②いつでも就職できる能力(健康状態・環境など)があること。③積極的に仕事を探しているにもかかわらず現在職業に就いていないこと。の3つの条件を全て満たす状態のことです。

1日あたりの基本手当日額と所定給付日数

- 基本手当日額は原則として離職日の日以前の6か月の賃金合計を180で割つて算出した金額の5~8割で、賃金の低い方ほど高い給付率となります。
- 所定給付日数は被保険者であった期間に応じて通常90日~150日です。
※特定受給資格者、一部の特定理由資格者は90日~330日、障害者等の方は150日~360日分となります。

支給開始時期と受給期間

- お住まいを管轄するハローワークへ手続きに必要なものを持参し、求職申込と受給資格の決定手続を行ってください。
- 離職票を提出し、求職申込を行った日から7日間の失業している日(待期)が経過した後からが支給対象期間となります。
※自己都合、懲戒解雇で離職した場合は、上記の待期期間経過後、さらに1~3か月間の給付制限がかかります。
- 受給できる期間は、離職の日の翌日から1年間で、所定給付日数分が上限となります。

申請窓口:
**お住まいを管轄する
ハローワークへ**



その他

●住宅ローン

住宅ローンを契約する場合、金融機関は融資に関する保証機関への加入を条件にしている場合があります。保証機関で団体信用生命保険に加入している場合、特約制度があり、「高度障害状態」になった場合、支払いが免除されることがあります。詳しくはローンの契約をした金融機関の担当者に契約内容を確認してください。



●生命保険

一度解約すると、病気になってからの再加入は難しいので、保険料が経済的に負担になる場合は、掛け金を減らしたり、保険の契約内容によって条件を満たせば保険料の納付は終了して、契約のみ残す方法もあるので、保険会社に相談しましょう。

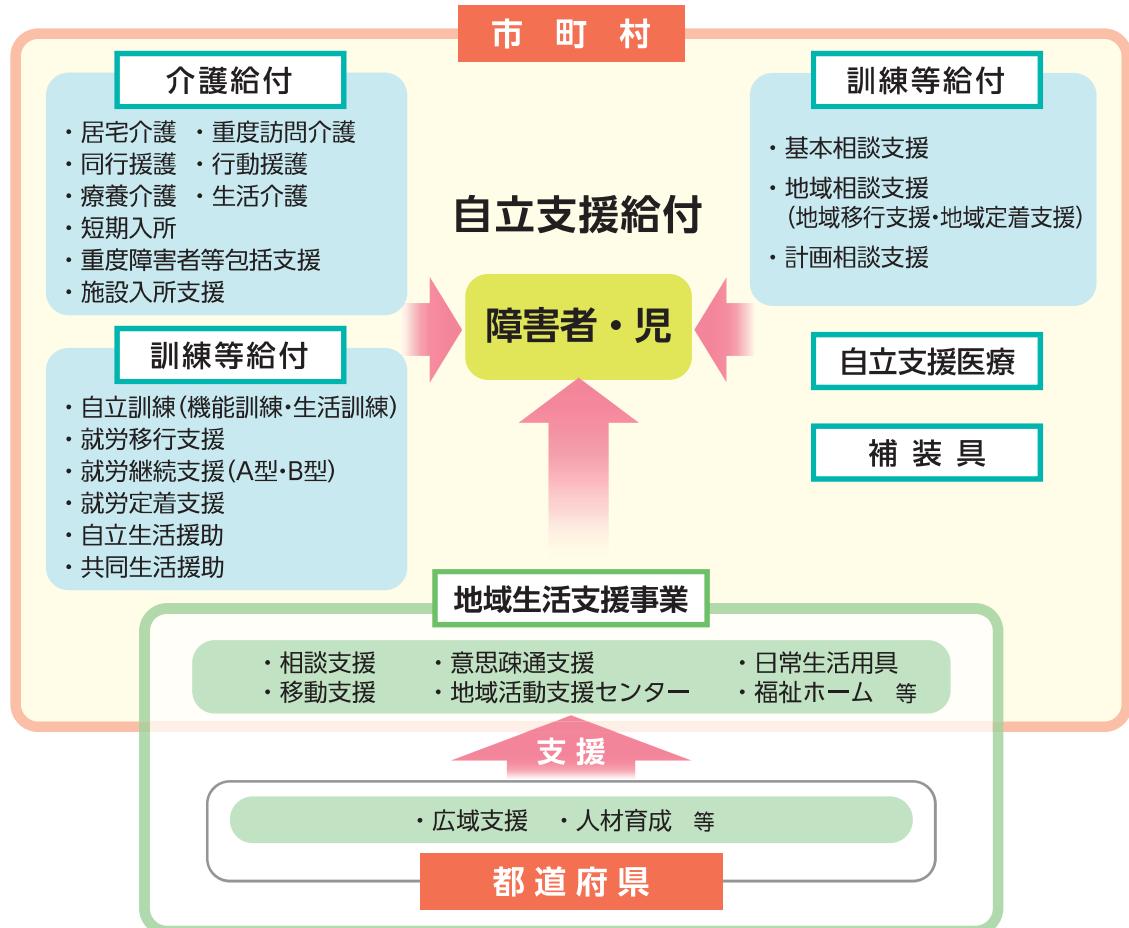
●高度障害保険金

高度障害になった時に受け取れるもので、死亡保険金と同額です。この保険金を受け取ると、契約は解除され、以後の保証はなくなります。

※保険会社によって「高度障害」の認定条件が異なるので、加入している生命保険の約款を見たり、担当者に相談しましょう。

生活支援

●障害者総合支援法



※こちらはサービスの全体像になります。

各サービスの詳細や利用方法等は申請窓口、相談窓口にお問い合わせください。

申請窓口: 各市町村の障害福祉担当課
(市町村によって課の名称は異なります)

相談窓口: 相談支援事業所 群馬県内 134 事業所 (休止含む)
R3 年 1 月 1 日現在

〈若年性認知症での利用が多いサービス〉

訓練等給付: 就労移行支援、就労継続支援 ※詳細は 11 ページ参照
自立支援医療 ※詳細は 13 ページ参照

●介護保険

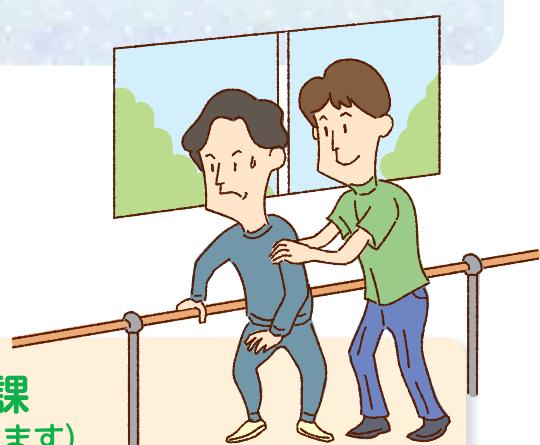
対象となる人

- 第一号被保険者：65歳以上
- 第二号被保険者：40歳～64歳までの医療保険加入者
特定疾患により要介護状態・要支援状態

※特定疾患 16種類 初老期における認知症、脳血管疾患 等

介護保険サービスの主な種類

- 自宅で受けるサービス：
訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問入浴介護等
- 施設に通って受けるサービス：
通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）
- 施設に短期間入所して受けるサービス（ショートステイ）：
短期入所生活介護、短期入所療養介護
- 施設に入所して受けるサービス：
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、
介護療養型医療施設、介護医療院
- 地域密着型サービス：
小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等。
原則として、その事業所が所在する市町村の被保険者のみが利用可能。



申請窓口：各市町村の介護保険担当課
(市町村によって課の名称は異なります)

相談窓口：地域包括支援センター、居宅介護支援事業所 等

見守りサービス

●上州くん安全・安心メール（群馬県警）

認知症高齢者等行方不明者手配（居住地域別※ SOS ネットワーク）
専用メール配信

警察・地域の関係団体等が捜索に協力し、速やかに行方不明者を発見する仕組みです。家族のご希望により、行方不明者情報を群馬県警『上州くん安全・安心メール』から配信することができます。

行方不明になった際には、速やかに最寄りの警察署へ届け出してください。



上州くん安心・安全メールの登録をお願い致します

群馬県警「上州くん安全・安心メール」の登録ページ：

[https://www.police.pref.gunma.jp/subindex/
mailsetsumei.html](https://www.police.pref.gunma.jp/subindex/mailsetsumei.html)

●GPS等端末貸出等事業

認知症により徘徊して行方不明になるおそれのある高齢者等に対し、行方不明者の位置情報を検索できる端末（GPS端末等）を貸し出したり、利用にかかる経費の一部を補助する事業。

実施していない市町村もあります。実施している市町村でも事業内容については市町村によって異なります。

相談窓口：各市町村の介護保険担当課・地域包括支援センター
(実施していない市町村もあります)

●事前登録制度

身体的特徴や緊急連絡先、顔写真などを事前に登録しておくことで緊急時に適切な対応ができるようにしておきます。

相談窓口：各市町村の介護保険担当課・地域包括支援センター
(実施していない市町村もあります)

権 利 擁 護

●成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで法律的に支援をする制度です。家庭裁判所に選任された成年後見人等が身上保護や財産管理を行います。

本人の判断能力の程度により、3類型に区分されます。

後見：判断能力が欠けているのが通常の状態の方

保佐：判断能力が著しく不十分な場合

補助：判断能力が不十分な場合

相談窓口：地域包括支援センター、各市町村の社会福祉協議会

●日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な人が地域において自立した生活を送れるように、契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービス等を受けられます。

対象者：判断能力が不十分な者で本事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められる者



相談窓口：お住まいの市町村の社会福祉協議会